

横浜市長

印

事業所税減免決定通知書

付けをもって申請のあった事業所税の減免について
次のとおり決定しましたので通知します。

納税義務者
所在地

事業年度	から まで			
決定内容	資産割額	円		
	従業者割額	円		
	合計減免額	0 円	決定減免額	0 円
減 免 さ れ る 事 業 所 税 の 内 訳				
減免申請の対象となった事業所等・所在地		許可 決定	減免となる床面積 ① 減免となる従業者給与総額②	減 免 額
① 合計			円	円
② 合計			円	円
許可の 理由	市税条例施行規則第21条の8の3第 号 の規定により減免いたします。		納税となる事業所税額の内訳	
			申告税額	0 円
不許可の 理由			減免額	0 円
			差引 納付税額	0 円
この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。 なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。				